

令和5年度第3回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和6年1月31日（水）14:30～16:10

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：8名

（1）委員：5名

会 長	河井	耕治（沖縄弁護士会）
委 員	矢野	恵美（琉球大学法科大学院 教授）
委 員	小川	寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）
委 員	奈須	祐治（西南学院大学法学部 教授）
委 員	池味	エリカ（沖縄弁護士会）

（2）事務局：3名

子ども生活福祉部女性力・平和推進課長、副参事、担当主査

4 公開・非公開の別 非公開

5 議題等

（1）議題

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

（2）報告事項

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

（1）議題「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

- ・事務局より、資料に基づき、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性について説明。

【審議結果】

- ・継続審議となっている動画2件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを確認し、当該動画をインターネット上に掲載する表現行為が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認定した。
- ・当該動画をインターネット上に掲載した行為者の特定について、県において十分な調査を行った上で公表措置の手続を行うよう求める趣旨を答申に盛り込むことを確認した。
- ・主な意見等は以下のとおり。

- 動画を掲載した行為者を特定できる材料がないため、不特定としている。

- プロバイダ責任制限法第5条の発信者情報の開示請求の手続について、開示できる請求権者は、自己の権利を侵害された者となっており、県や申出人が該当するとは考えにくい。よって、発信者情報開示請求でもって発信者を特定していくことは、現行のスキームでは難しい。
- 今後、映像の内容に関するものと、映像を掲載する行為に関するものとに分けて考えることを統一した方がよい。今回は、映像の内容自体は条例施行前で該当しないので、動画掲載の方を対象とする。
- 意見陳述の機会の付与というのは、その前提として、その人が行為者であるということが必要である。
- 意見陳述の機会を付与するために、動画掲載者を特定・確認する作業が必要で、それを県で行うことは適当である。
- 動画を掲載していることと、動画掲載されている状態を許容していることは、同一視できるのかどうかという論点もある。
- 行為者に連絡がつかないとか、無視されるということもありうる。そういうときに名前まで出すのはどうか。
- 過去の大阪市の事例で、ハンドルネームで公表というのもあった。
- 動画掲載者が、動画の内容に賛同する趣旨で掲載しているのか、反対する趣旨で掲載しているのか、客観的な報道として掲載しているのか、掲載の趣旨というのは的確に捉えられるべき。
今回の場合は、編集の仕方やテロップのつけ方等を総合的に判断したときに、動画の内容に賛同する趣旨で掲載しているという認定は問題ないのではないか。
- 誰が掲載したのかという点について、県において、主体の特定に関して十分に調査をつくした上で、もし特定できる場合はしっかりと意見聴取を行った上で手続を進めてもらいたい。
- 仮に行為者不明で公表措置がなされた場合、なぜ行為者名が公表されないのかという批判はありうる。しかしながら、表現活動に対する抑制的な措置なので、慎重にならざるを得ないという面がある。

(2) 報告事項について

沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

- ・事務局より、資料に基づき、報告事項について一括して説明。
- ・意見等はなし。

7 閉会

以上